

基礎研 レター

米国生命保険市場の現状

—各州毎の保険会社、保険事業及び保険監督体制等の状況はどうなっているのか—

取締役 保険研究部 研究理事 中村 亮一

TEL: (03)3512-1777 E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1—はじめに

米国においては、保険監督は基本的に各州毎に行われている。各州毎の保険市場や保険監督にはいくつかの特徴が見られ、保険会社はこうした点も考慮しながら、本拠とする州や事業免許を取得する州を決定し、事業展開を進めている。このレターでは、NAIC（全米保険監督官協会）が公表している「2014 Insurance Department Resources Report」¹に基づいて、各州毎の保険会社、保険事業及び保険監督体制の状況等について、報告する。

2—各州毎の保険会社、保険事業の状況

1 | 各州毎の保険会社の状況

次ページの表は、保険会社の収入保険料でトップ 10 の州における保険会社数及びその事業種類別の内訳を示している²。

各州の監督対象となる保険会社は、大きくは本拠州(Domiciled State)³という概念に基づいて、当該州を本拠としている「州内保険会社(Domestic Insurer)」と当該州において事業免許を取得しているが当該州外を本拠としている「州外保険会社(Foreign Insurer)」に区分される⁴。これによれば、州外保険会社の数は州内保険会社の約 12 倍であり、平均して1つの保険会社が本拠州を含めて 13 の州で営業(免許を取得)していることになる。

さらには、それぞれの保険会社は、事業種類に基づいて、生命保険・年金、損害保険、健康保険を行う保険会社等に区分される。州内保険会社では、損害保険の会社数が多く、米国全体では、生命保険・年金と健

¹ Volume 1 http://www.naic.org/documents/prod_serv_naic_state_sta_bb_1.pdf

Volume 2 http://www.naic.org/documents/prod_serv_naic_state_sta_bb_2.pdf

² 米国全体の数値は、50 州に加えて、グアム、プエルトリコ等の 5 つの準州及びワシントン DC を含む 56 の州等の数値（以下、同様）

³ 最初に免許を取得した州が「本拠州」となる。

⁴ その他に、自家保険グループ・プールや購入グループが監督対象となっている。

なお、米国内で事業を行っている外国で設立された保険会社である「外国保険会社 (Alien Insurer)」や、米国内で多数設立されている（オンショア）キャプティブについては、以下の表に含まれていない。

康保険の会社数はほぼ同じで、ともに損害保険の会社数の1/3程度である。一方で、州外保険会社に関しても、損害保険の会社数が最も多いが、生命保険・年金の会社数もその1/2程度とかなり多くなるのに対して、健康保険の会社数は州内健康保険会社数よりも少ない。また、州外保険会社と州内保険会社の比率は、生命保険・年金の場合に約25倍、損害保険で約17倍、健康保険で約1倍となり、事業種類によって大きく異なっている。なお、下記の表の州内・州外保険会社の内訳に現れていない「その他の保険会社」としては、共済組合、権原保険会社⁵、RRG(リスク・リテンション・グループ)⁶等がある。

州内保険会社数は州によって大きなバラツキがあるが、州外保険会社数はどの州も1,000を超えている。さらに、これらの分布には、各州間で相対的な比較をした場合、いくつかの特徴が見られる。例えば、カリフォルニア州は州内保険会社数も州内生命保険・年金会社数も少ない。ニューヨーク州は州内の保険会社数及び生命保険・年金会社数は多いが、州外生命保険・年金会社数は圧倒的に少ない(この理由については、「4—各州毎の保険監督規制の差異」で述べる)。テキサス州やフロリダ州は州内保険会社数も州内生命保険・年金会社数も多い。ただし、フロリダ州の州内生命保険・年金会社数は少ない。

米国各州別の保険会社数(2014年度末)

州	監督対象		州内保険会社の内訳		
	州内保険会社	州外保険会社	生命保険・年金	損害保険	健康保険
カリフォルニア	143	1,112	15	107	0
ニューヨーク	582	1,164	79	183	54
テキサス	407	1,552	123	203	54
フロリダ	445	1,659	11	122	66
ペンシルバニア	271	1,533	26	182	42
オハイオ	238	1,486	38	135	25
イリノイ	351	1,399	56	194	27
ニュージャージー	115	1,301	3	65	43
ミシガン	140	1,386	24	72	37
デラウェア	151	1,333	30	103	7
米国全体	6,118	72,232	895	2,583	857
平均	109	1,290	16	46	15

州	州外保険会社の内訳		
	生命保険・年金	損害保険	健康保険
カリフォルニア	396	666	0
ニューヨーク	54	719	16
テキサス	456	940	4
フロリダ	400	955	35
ペンシルバニア	441	901	2
オハイオ	448	839	9
イリノイ	431	867	15
ニュージャージー	369	758	4
ミシガン	416	777	1
デラウェア	423	779	9
平均	404	795	14

※NAICの「2014 Insurance Department Resources Report」による。

なお、表面上の保険会社数は多いが、実際には企業グループの一部を構成している場合も多く、A.M.Best社によれば、これらのグループ単位で見れば、実際の保険会社数は半分程度になるとしている。

⁵ 権原保険会社とは、不動産等の所有権の瑕疵に対する保険を提供する保険会社

⁶ RRGとは、同様のリスクを抱える構成員からなるグループがリスクを保有するために設立する保険会社であり、自家保険の一種

2 | 各州毎の収入保険料の保険事業別内訳

各州毎の収入保険料の保険事業別内訳を見てみると、以下の通りとなっている。

収入保険料は基本的には市場規模等にリンクしているが、カリフォルニア州の健康保険の収入保険料は他州の2倍以上となっている。これは、カリフォルニア州の保険料に、DMHC(Department of Managed Health Care)からの数値が含まれている⁷、ことによるものである。このように、各州毎の報告ベースは必ずしも完全に統一されているわけではない点には注意を要する。

米国各州別の保険会社の収入保険料(2014年度)

(単位:百万ドル)

州	全体	構成比	生命保険・年金	構成比	損害保険	構成比	健康保険	構成比
カリフォルニア	259,429	13.4%	66,847	10.4%	59,204	11.1%	132,008	17.6%
ニューヨーク	151,678	7.8%	60,376	9.4%	38,793	7.3%	51,048	6.8%
テキサス	133,246	6.9%	32,460	5.1%	42,680	8.0%	56,260	7.5%
フロリダ	126,939	6.5%	31,668	4.9%	37,318	7.0%	51,786	6.9%
ペンシルバニア	94,641	4.9%	34,547	5.4%	20,901	3.9%	37,935	5.1%
オハイオ	71,539	3.7%	21,052	3.3%	16,463	3.1%	33,659	4.5%
イリノイ	70,186	3.6%	21,106	3.3%	22,239	4.2%	26,839	3.6%
ニュージャージー	64,993	3.3%	21,762	3.4%	19,533	3.7%	23,302	3.1%
ミシガン	62,288	3.2%	16,224	2.5%	17,090	3.2%	27,066	3.6%
デラウェア	53,062	2.7%	49,793	7.8%	1,850	0.3%	1,365	0.2%
米国全体	1,941,184	100.0%	640,643	100.0%	531,035	100.0%	748,536	100.0%
構成比	100.0%		33.0%		27.4%		38.6%	

※NAICの「2014 Insurance Department Resources Report」による。

ここでの内訳は、あくまでも保険事業別であり、(前ページの表のような)保険会社別ではない。

なお、保険会社の収入保険料の内訳としては、健康保険が38.6%と最も構成比が高く、生命保険・年金が33.0%でこれに次いでいる。また、損害保険の構成比も27.4%⁸と、日本に比べると高い水準となっている⁹。

3 | 各州毎の生命保険会社の状況

ここでは、生命保険会社の収入保険料でトップ10の州の商品種類別内訳¹⁰を見てみる。

米国各州別の生命保険会社の収入保険料(2013年度)

(単位:百万ドル)

州	収入保険料	構成比	生命保険	構成比	年金	構成比	健康保険	構成比	預託タイプ	構成比
ニューヨーク	62,154	8.2%	11,177	7.4%	26,321	8.1%	7,947	4.4%	16,709	16.1%
カリフォルニア	60,777	8.0%	14,744	9.7%	29,437	9.1%	14,224	7.8%	2,372	2.3%
テキサス	46,773	6.1%	10,508	6.9%	18,419	5.7%	16,219	8.9%	1,628	1.6%
フロリダ	43,155	5.7%	8,231	5.4%	21,343	6.6%	12,376	6.8%	1,205	1.2%
デラウェア	42,417	5.6%	1,268	0.8%	3,835	1.2%	514	0.3%	36,800	35.5%
ペンシルバニア	36,918	4.9%	6,264	4.1%	21,146	6.5%	5,986	3.3%	3,522	3.4%
オハイオ	29,348	3.9%	5,020	3.3%	11,784	3.6%	8,415	4.6%	4,130	4.0%
イリノイ	28,337	3.7%	6,811	4.5%	13,490	4.2%	6,279	3.5%	1,757	1.7%
ニュージャージー	27,586	3.6%	5,770	3.8%	13,799	4.3%	5,692	3.1%	2,325	2.2%
ミシガン	20,701	2.7%	4,052	2.7%	11,350	3.5%	4,074	2.2%	1,225	1.2%
米国全体	761,182	100.0%	151,630	100.0%	324,539	100.0%	181,374	100.0%	103,638	100.0%

※ACLI(米国生命保険協会)の「Life Insurance Fact Book 2014」による。

⁷ 基本的にはHMOs(Health Maintenance Organizations)の規制は州保険監督官庁の責任ではないことから、他州ではこれらからの保険料が含まれていない。

⁸ 米国の損害保険市場は元受保険料ベースで世界の損害保険市場の1/3以上を占めている。

⁹ その他の保険会社の収入保険料のシェアは1%程度である。

¹⁰ 上表とは対象年度とデータ・ソースが異なっている。なお、健康保険は主として健康保険会社に取り扱っているが、生命保険会社も取り扱っている。

トップ10の州の顔ぶれは保険会社の収入保険料の場合と変わらないが、順位は若干変動しており、生命保険会社の収入保険料ではニューヨーク州がトップとなっている。

さらに、州毎に収入保険料の商品構成はかなり異なっている。生命保険や年金ではカリフォルニア州がトップでニューヨーク州が次いでいるが、健康保険ではテキサス州がトップでカリフォルニア州が続いている。なお、GIC（利率保証保険契約）等の預託タイプの保険では、多くの会社が本店を置いているデラウェア州¹¹が全体の1/3を占めてトップであり、ニューヨーク州が次いでいる。

3—各州毎の保険監督体制の状況

1 | 米国全体における保険監督体制の状況

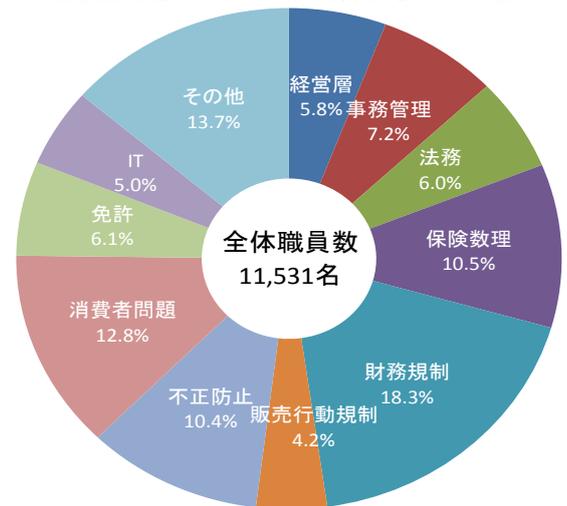
米国全体の保険監督官庁の職員数は、2014年度末現在で11,531名とかなり充実した体制を有している。

その部門別人員構成比は右グラフの通りとなっている。

各部門に幅広く人員が配置されているが、財務規制や消費者問題、保険数理(アクチュアリアル)、不正防止等の部門が比較的人員が多くなっている。

なお、2010年度末時点での職員数は11,601名であり、各州毎や部門別には変動が見られるものの、全体の人数はここ数年大きな変化はない。

州保険監督官庁の部門別人員構成比(2014年度末)



※NAICの「2014 Insurance Department Resources Report」による。

2 | 各州毎の保険監督

各州の保険監督官庁は、各州において事業を行っている全ての保険会社の支払能力を監視する責任を有している。ただし、各州における保険会社数の多さや殆どの保険会社が複数州で営業している実態を踏まえれば、各州保険監督官庁が全ての保険会社の監視に同様に注力することは非効率でもあるため、基本的には州内保険会社の監視に注力している。州外保険会社の監視は、一般的に当該保険会社の本拠州に依存している。例えば、2014年に開始された財務検査の99.7%は、州内保険会社に対して行われている¹²。

NAICは、各州の監督の質を確保し、最低限の基準を保障するために認定プログラムを設定している。ただし、実質的には以下に述べる各州毎の保険監督体制の状況等を反映して、規制水準等に差異があるのが実態である。

なお、「2—1 | 各州毎の保険会社の状況」における保険会社の分布状況は、各州毎の保険市場の状況に加えて、監督官庁の規制方針等を踏まえた保険会社の対応等を反映したものとなっている。

3 | 各州毎の保険監督体制の状況

次に、保険会社の収入保険料でトップ10の州における保険監督官庁の人員構成を見てみると、次ページの表の通りとなる。

¹¹ デラウェア州は、会社法が企業経営に対して柔軟性を持たせる規定を有していることや、衡平法裁判所を有し、多くの判例が蓄積されて、裁判の予測可能性が高い等の理由から、フォーチュン500に選ばれる企業のうち60%以上の企業が同州で登記している。また、金融・保険会社を誘致すべく、州法改正等で各種の規制緩和を行ってきている。

¹² NAICの「2014 Insurance Department Resources Report」による。

なお、各州毎に、他の金融機関の監督官庁等との関係の中での保険監督官庁の位置付けが必ずしも同様な状況ではなく、また部門別の人員配分の考え方も各州間で完全に統一されているわけではないので、単純な比較ができない要素がある点には注意が必要である。

大多数の州においては、保険監督官庁は分離された組織であり、そのトップである保険コミッショナー (Insurance Commissioner)¹³は保険監督に専念しているが、他の分野をカバーしなければならない州もあり、この場合にはそれに応じた人員配分が行われる形になっている。例えば、ニューヨーク州は、保険と銀行の監督官庁が統合された影響から、全体的な職員数が他州に比べて大幅に縮小された形になっている。

ただし、いずれにしても、部門毎の人員配置には各州毎の特徴が見てとれる。例えば、ニューヨーク州は保険数理や財務規制部門が、カリフォルニア州は法務や不正防止部門が、テキサス州は消費者問題部門の人員数が、他州に比べて充実している。

保険数理部門の人数は、ニューヨーク州に加えて、カリフォルニア州やテキサス州等の大きな州も充実しているが、アクチュアリー的人数についてはニューヨーク州が他州を圧倒している。なお、必ずしもアクチュアリーが州の職員として存在しない州もあるが、このような州では外部のリソースを利用していたりする。

米国では州の人員スタッフの効率的な活用を図るために、契約スタッフや自州の他の監督官庁の専門人材を利用することに加えて、他州の保険監督官庁からの人材のサービス等の活用も行われている。

米国各州別の保険監督官庁の部門別人員構成(2014年度末)

州	経営層	事務管理	法務	保険数理	財務規制	販売行動規制
カリフォルニア	79	112	157	102(25)	146	36
ニューヨーク	11	41	31	141(52)	332	58
テキサス	27	102	75	101(27)	119	27
フロリダ	15	6	32	63(10)	234	25
ペンシルバニア	29	12	11	26(16)	54	12
オハイオ	24	13	11	46(13)	56	14
イリノイ	18	20	11	41(14)	71	11
ニュージャージー	28	29	13	33(7)	56	14
ミシガン	12	7	10	23(0)	51	17
デラウェア	6	12	3	4(0)	25	3
米国全体	665	825	690	1216(255)	2,111	483

州	不正防止	消費者問題	免許	IT	その他	州合計
カリフォルニア	397	141	86	99	37	1,391
ニューヨーク	59	62	30	38	6	809
テキサス	53	274	66	86	788	1,716
フロリダ	188	120	42	110	6	841
ペンシルバニア	12	19	14	0	33	222
オハイオ	21	46	16	22	12	281
イリノイ	3	39	15	19	1	249
ニュージャージー	88	45	21	16	10	353
ミシガン	0	29	17	0	1	167
デラウェア	11	17	4	3	1	89
米国全体	1,202	1,479	700	580	1,580	11,531

※NAICの「2014 Insurance Department Resources Report」による。なお、端数は四捨五入して記載
 保険数理部門の()内はアクチュアリーの数

¹³ 保険コミッショナーの選任に関しても、多くの州では任命される形になるが、米国全体の 56 の州等のうち 12 の州等におけるコミッショナーは一般大衆の選挙によって選ばれる。これにより任期も州によって異なっている。

4—各州毎の保険監督規制の差異

ニューヨーク州は財務の健全性に関する監督に関して、各州の中で、最も保守的な厳しいスタンスに立っているとされている。例えば、アクチュアリーを 50 人以上も抱えており、各社のアポイントド・アクチュアリー（日本の保険計理人に相当）等の判断を独自に評価できる体制にある。

ニューヨーク州やカリフォルニア州等は、毎決算期に、各社のアポイントド・アクチュアリーに対して、レター（Special Consideration Letter）を発行し、（責任準備金の十分性を確認するために行う）資産充分性分析及びそれに基づく意見書等について、具体的な内容の指示等を行っている。各社のアポイントド・アクチュアリーはこれらの指示に対応する形で報告書を作成している。特に、ニューヨーク州は多くの項目に対して、追加シナリオの設定等で具体的な指示をしている。これらの結果として、例えばニューヨーク州においてのみ、資産充分性分析の結果として追加の責任準備金積立を求められることにもなっている。

また、「3—2 | 各州毎の保険監督」で述べたように、一般的には、州外保険会社の監督については、当該保険会社の本拠州に依存している形になるため、必ずしも州内保険会社と同一の取扱になっているとは限らない。ただし、ニューヨーク州は、州内保険会社だけでなく、州外保険会社に対しても、基本的に同様の考え方で規制を行っている。従って、例えば、同一の会社でも、他州ベースでの法定責任準備金の水準とニューヨーク州ベースでの法定責任準備金の水準が異なることにもなる。これにより、会社として 2 重の管理が必要になるという負荷がかかってくることにもなる。こうした点を考慮して、ニューヨーク州で営業する場合には、別会社にして、ニューヨーク州の規制等による影響が会社全体に及ばないような対応策を講じている会社も多い。なお、「2—1 | 各州毎の保険会社の状況」の表において、ニューヨーク州の州内保険会社の数が（その規制が厳しいことで知られているにも関わらず）他州に比べて多いのに対して、州外保険会社の数が他州に比べて圧倒的に少ない、のはこうした理由によるものである。

5—まとめ

以上、米国における各州毎の保険会社、保険事業及び保険監督体制の状況等を見てきた。

収入保険料でトップ 10 の州を見ても、各州毎にそれぞれの特徴が見られるのが現状である。今回のレターでは触れていないが、必ずしも規模が大きくない州等においては、キャプティブ等の保険事業を誘致するため、規制緩和等を進めていたりする。

保険会社の観点からは、どこを本拠州とし、どのような形で米国各州での事業免許を取得し、事業展開を進めていくのかについては、保険市場の規模や特性等に加えて、実質的な監督規制レベルの差異等も考慮しながら、決断していかなければならなくなる。

現在米国では、PBR（プリンシプル・ベースの責任準備金評価）やキャプティブに関する規制等の問題が大きな検討課題になっている。これらの問題に対する各州の保険監督官庁の考え方も、必ずしも統一されているというわけでもない。こうした中で、NAIC や FIO（連邦保険庁）等が、今後どのように対応していくのか、さらにはそうした動きを受けて、保険会社がどのような戦略を立てて事業展開を進めていくのかについては、大変興味深いことであり、今後も注視していきたい。

以上